

第1章

計画の策定にあたって

本章の内容

本章では、札幌市地域福祉社会計画 2023 の策定にあたって、計画策定の趣旨と計画の位置づけについて記載した上で、計画期間と計画の策定体制について紹介しています。

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置づけ

3 計画期間

4 計画の策定体制

1 計画策定の趣旨

本市では、平成7年(1995年)に札幌市地域福祉社会計画を策定し、地域の住民や関係機関、企業等の事業者(以下「事業者」という。)等と協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

一方で、少子高齢化や核家族化の進行、令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の流行等によって、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しました。

地域のつながりの希薄化による社会的孤立、周囲に相談できず心身に負担を抱える家族介護者(ケアラー¹)の増加、8050問題、ダブルケア、引きこもりといった複合的な課題や狭間の課題を抱えた世帯の増加、地域福祉活動の担い手の不足など、地域福祉における課題は多様化・複雑化しています。

こうした中、国では「ニッポン一億総活躍プラン」や、「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ²を育成し、公的な福祉サービスと共同して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を掲げ、住民に身近な圏域での体制整備や市町村における包括的な相談体制の整備の必要性を示しました。

その実現に向けて、社会福祉法を改正し、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止め

¹【ケアラー】高齢や障がい等の理由により援助を必要とする家族等に日常生活の世話などの介護や援助を提供する方。北海道では令和4年4月に「北海道ケアラー支援条例」、令和5年3月に「北海道ケアラー支援推進計画」を策定し、ケアラー支援に関する基本的な考え方や具体的な取組が示された。札幌市においては、令和5年1月に「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定し、ヤングケアラーの発見や支援に取り組むとともに、北海道の条例・計画に基づき相談支援体制の整備を進め、高齢福祉・障がい福祉など各分野における支援の充実や分野横断的な連携体制の構築に取り組んでいくこととしている。

²【地域コミュニティ】町内会・自治会や各種団体などの、地域の住民同士のつながりや集まりのこと。

るための包括的・重層的な支援体制の確立に向けた地域福祉施策を推進しています。

本市では、平成 30 年(2018 年)に第 4 期となる地域福祉社会計画を策定し、福祉のまち推進事業をはじめとする様々な取組を実施してきましたが、地域福祉を取り巻く環境の変化や新たな福祉ニーズに対応した取組をより一層充実させていくため、国の動向も踏まえ、新たな地域福祉社会計画を策定いたします。

この計画は、地域の住民などの地域福祉活動への主体的な参加や、関係機関、事業者及び行政などの連携によって、地域福祉に関連する取組を進めることで、「互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、みんなで創る安心して暮らし続けられるまち」を実現することを目的としています。

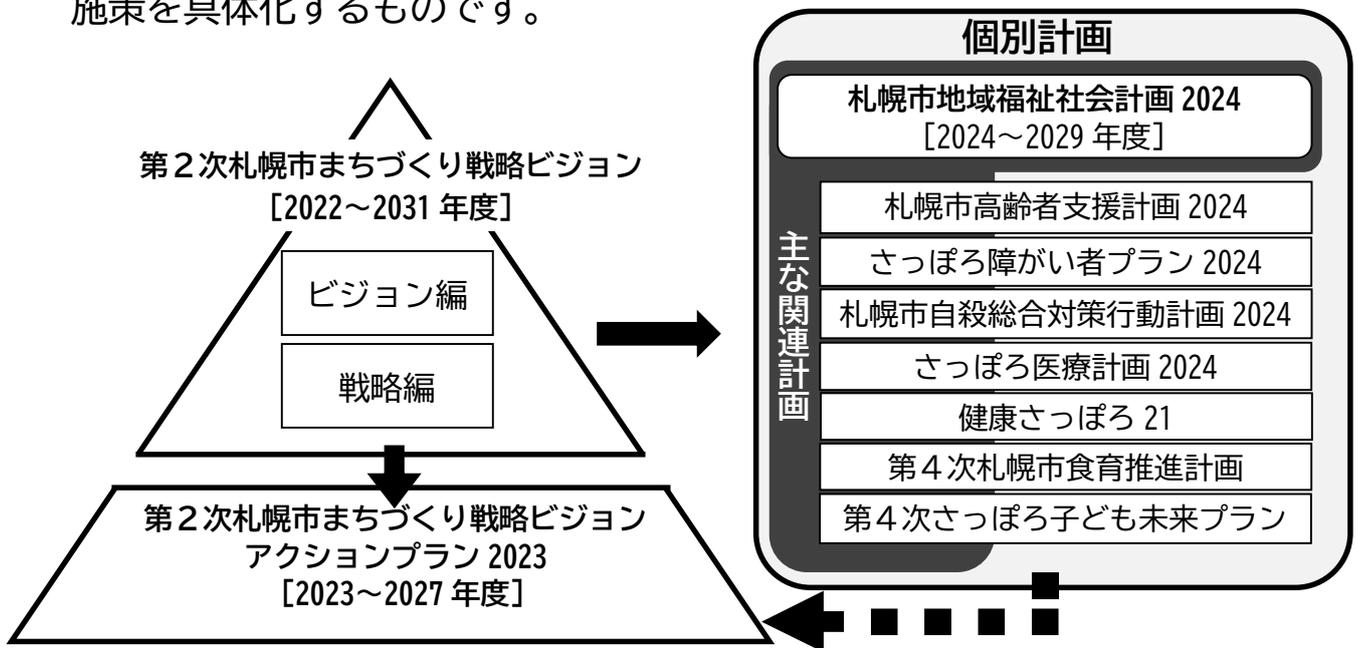
2 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めます。

(2) 市の総合計画との関係性

本計画は、本市の総合計画である第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン [令和 4 年度～令和 13 年度] の基本的な方向に沿って策定することとされている個別計画の一つとして位置づけられ、本市の地域福祉分野の施策を具体化するものです。



第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョンでは、「まちづくりの重要概念」として、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなっていること【ユニバーサル（共生）】、誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できていること【ウェルネス（健康）】、誰もが先端技術などにより快適に暮らし、新たな価値の創出に挑戦できること【スマート（快適・先端）】を定め、まちづくりにおける諸課題について、分野横断的に統合的な課題解決が図れるよう進めることとしており、本計画においては特に、「ユニバーサル（共生）」や「ウェルネス（健康）」の視点を取り入れています。

(3) 市の他の個別計画との関係性

本市では、対象（高齢者・障がいのある方・子ども等）や、分野（福祉・保健・医療等）ごとに個別計画を策定し、各種施策を推進しています。社会福祉法において市町村地域福祉計画では「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定めるとされていることから、本計画では、各個別計画における地域福祉分野に係る個別施策を盛り込み、他の個別計画と連携・調和を図ることで、地域福祉力のより一層の向上を目指します。

※ 札幌市成年後見制度利用促進基本計画との統合について

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加により成年後見制度の必要性が高まる中、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定、実施するため、国では平成28年(2016年)に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年(2017年)には「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

本市においても、制度の利用が必要な人への支援や理解を進める対応が必要となることから、令和3年(2021年)に「札幌市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、「一人ひとりの意思と権利が尊重されみんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ」を基本理念として本市の権利擁護支援を推進しました。

この基本理念は本計画の目指す「地域共生社会」の実現と軌を一することから、改めて本市の地域福祉施策の中に成年後見制度の利用促進を位置付け、単独計画であった札幌市成年後見制度利用促進基本計画を本計画に統合することとしました。

(4) 札幌市社会福祉協議会の「さっぽろ市民福祉活動計画」との関係性

民間の活動・行動計画として札幌市社会福祉協議会³が策定する「さっ

³【社会福祉協議会】社会福祉を目的とする事業の企画及び実施等により、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間組織。それぞれの都道府県、市区町村において、地域住民、社会福祉事業関係者などの関係機関が幅広く参加・協力し、様々な事業を行っている。

「さっぽろ市民福祉活動計画」と市町村の行政計画として策定する「札幌市地域福祉社会計画」は、本市における地域福祉の推進を共通の目的としています。両計画の策定に際しては、地域の生活課題や地域福祉推進の理念や方向性などを共有する必要があり、本計画に掲載される取組の中には「さっぽろ市民福祉活動計画」において具体化される取組もあるため、それぞれの審議会・策定委員会に委員として参画し合い連携しながら審議を進めました。

(5) SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs〔エス・ディー・ジーズ〕）」とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている令和12年(2030年)までの国際的な共通目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組む普遍的なものであり、我が国においても積極的に取り組みが進められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

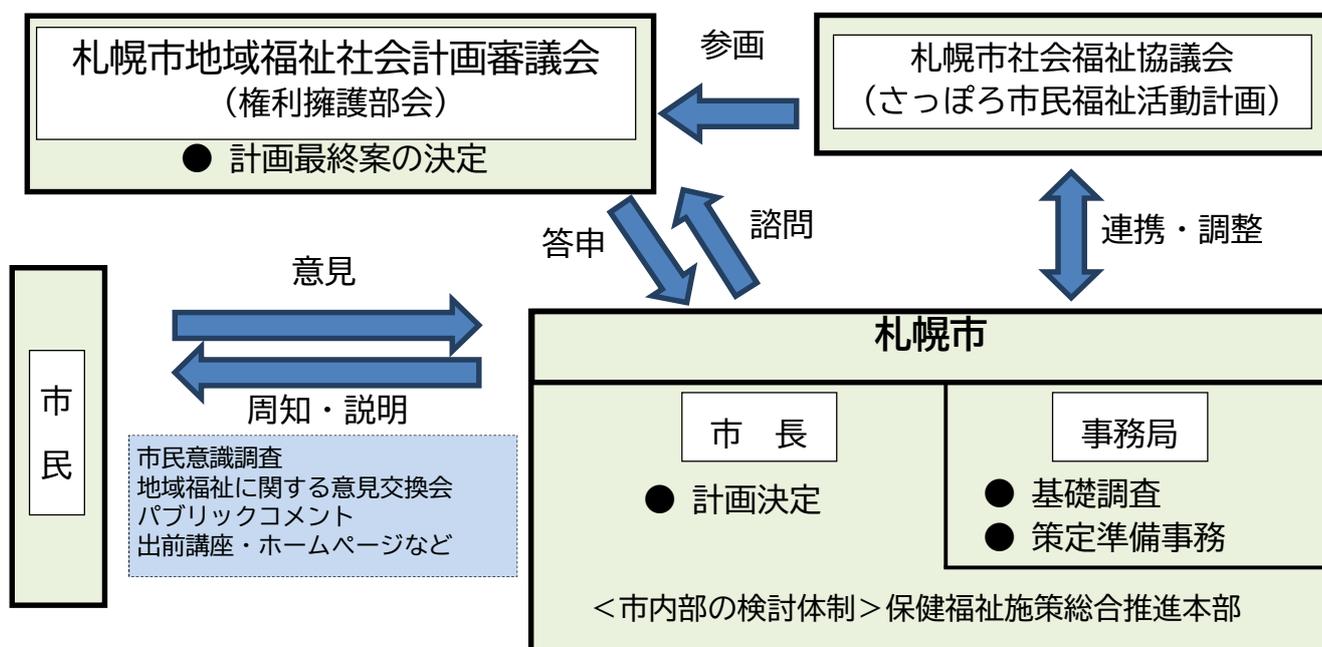


「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、「地域共生社会」の実現のための方向性と一致することから、本計画も、この SDGs の視点を踏まえたものとしていきます。

3 計画期間

計画期間は、令和 6 年(2024 年)度から令和 11 年(2029 年)度までの 6 年間とします。ただし、社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを検討することとします。

4 計画の策定体制



(1) 札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会

本計画の策定にあたっては、市の附属機関である札幌市地域福祉社会計画審議会において、審議が行われました。

審議会は、地域福祉活動に関わる団体の代表者、高齢・障がい・児童福祉に関わる団体の代表者、保健・医療に関わる団体の代表者、福祉サービスに関わる団体の代表者、教育関係者、学識経験者、公募による市民の 17 名により構成され、市長の諮問に応じて、全 6 回の審議を経て、計画案を市長に答申しました。

また、統合する成年後見制度利用促進基本計画の施策や取組について、

医療、福祉、学識経験者、成年後見制度に関する福祉関係者や法律分野の専門職等の13名により構成される権利擁護部会（審議会内に設置）において、全4回の審議を実施しました。

(2) 札幌市内部の検討体制

本市の保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「札幌市保健福祉施策総合推進本部」において、他の個別計画と連携しながら、検討を進めました。

(3) 地域福祉に関する意見交換会

令和5年(2023年)7月から8月にかけて、市内10地区（各区1地区）で、地区福祉のまち推進センター⁴関係者、民生委員・児童委員⁵等、地域福祉活動に関係する方々との意見交換会を開催しました。

(4) 地域の福祉活動に関する市民意識調査

市民の地域活動への参加状況や近隣との交流状況、福祉のまち推進事業を含めた地域の支え合い活動に対する意識を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

- ・調査期間 令和4年(2022年)9月30日から10月16日まで
- ・調査方法 郵送により、返信用封筒で回収（無記名）
- ・調査対象者 16歳以上の市民から無作為抽出した3,000人
- ・有効回答数 1,079件（35.9%）

⁴【地区福祉のまち推進センター】市民による自主的な福祉活動を行う組織。ひとり暮らしの高齢者などを対象とした見守り活動やサロンの開催など、市民による支え合い活動を行っており、概ね連合町内会単位、市内89地区で組織化されている。

⁵【民生委員・児童委員】民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努める民間の奉仕者。市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は児童委員を兼ねており、地域で子どもが元気で安心して暮らせるように、子どもを見守り、妊産婦の子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。